

令和3年1月7日

保護者各位

駒澤大学高等学校

校長 貫井 洋

緊急事態宣言発出に伴う学校の対応について

新春の候、皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのことと拝察申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染については終息の目処が立たず、国からは再び緊急事態宣言が発出されることとなりました。今回の宣言発令については、学校の休校措置は要請されないことから、学校における教育活動は継続して実施することとします。ただし、極力在校時間を短縮するなど、できる限りの感染症への対策を実施してまいります。今後の状況により臨機の対応となり、皆様にもご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 1、登校時刻を8時50分、授業を40分の短縮で行い、在校時間短縮を継続します。授業後は、特段の用件がない場合には速やかに帰宅するものとします。
最終の下校時刻を平日は15:30、土曜日は13:00とします。
- 2、部活動については、緊急事態宣言発令中は、原則行わないこととします。ただし、公式試合がある場合に限り、出場する生徒などに限定しての練習を許可することとし、その場合でも、16:30までの活動とします。
- 3、各教室には、旃檀会、同窓会、一如会からのご支援をいただき、光触媒を用いた除菌装置を昨年末に設置しました。浮遊するウイルス除去ができる装置です。
- 4、修学旅行の実施可否について、また卒業式の実施形態については1月末を目途に検討を行い、2月初旬までには判断をして改めてお知らせする予定です。
- 5、引き続き、登校前にご家庭でお子様の体調把握をされ、体調不良の場合には登校を控えるようにご協力ください。(その場合、出席停止扱いとしますので、書面により欠席届をご提出ください。)また、健康管理票への記入も確実に実施するようにご協力ください。
- 6、生徒に新型コロナウイルス感染が確認された場合には、保健所からも学校に連絡がありますが、時間がかかる場合もありますので、学校にも直接ご連絡いただくようお願い申し上げます。所轄の保健所の指導に従って対応をします。